

議第94号

高島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

高島市長 福井正明

---

高島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

高島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年高島市条例第334号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および第6条第1項」を「および第2項、第4条、第5条、第6条第2項ならびに第7条第1項および第2項」に改める。

第2条中「職員」の次に「（法第2条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的

な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第6条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(給与条例の適用除外)

第8条 高島市職員の給与に関する条例（平成17年高島市条例第45号。以下「給与条例」という。）第3条から第6条まで、第8条、第12条から第16条まで、第18条から第28条の2までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 給与条例第13条から第16条まで、第18条および第28条の2の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。第5条を削る。

第4条の見出し中「給与の特例」を「特定任期付職員の給与に関する特例」に改め、同条第1項中「特定任期付職員の給料は」を「第2条第1項の規定より任期を定めて採用された職員（以下、「特定任期付職員」という。）には」に、「別表のとおりとする」を「次の給料表を適用する」に改め、同項に次の表を加える。

区分	給料月額
地震、火災および風水害等の防災業務に従事する者	450,000円

第4条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同条を第7条とする。

第3条中「前条」を「第2条から第4条まで」に改め、「（以下「特定任期付職員」という。）」を削り、同条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

第3条 任命権者は、次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、もしくは繁忙時における提供体制を充実し、またはその延長した提供時間もしくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により第3条または前条の規定により任期を定めて採用された職員または短時間勤務職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）の任期を延長することが必要な場合で第3条または前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

(2) 特定業務等従事任期付職員を3年を超えて業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するため特に必要であると市長が認める場合別表を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（高島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

2 高島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付育児短時間勤務職員」という。）」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項または高島市一

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年高島市条例第334号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に改める。

第3条第1項ただし書中「定年前再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」に改め、同条第2項ただし書中「定年前再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項、第12条第1項第1号および第19条中「定年前再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（高島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 高島市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 高島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年高島市条例第334号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第16条の表第6条第1項、第2項および第5項の項中「乗じて得た額」の次に「（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加える。

第18条の表第6条第1項、第2項および第5項の項中「得た額」の次に「（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項の次に次の2項を加える。

第12条	定年前再任用短時間勤務職員	育児休業法第18条第1項の規定による短時間勤務をしている職員（以下「任期付育児短時間勤務職員」という。）
	勤務時間条例第2条第3項	勤務時間条例第2条第4項
第17条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	任期付育児短時間勤務職員

第18条の表第20条第1項の項の次に次の1項を加える。

第20条第4項	第2項	高島市職員の育児休業等に関する条例（平成17年高島市条例第33号。以下「育児休業条例」とい
---------	-----	-----------------------------------------------

		う。) 第 18 条
--	--	------------

第 18 条の表第 20 条第 5 項第 1 号の項中「高島市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年高島市条例第 33 号。）」を「育児休業条例」に改め、同表第 29 条第 1 項の項を次のように改める。

第 29 条第 1 項	第 13 条から第 16 条	第 14 条、第 15 条および第 16 条
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付育児短時間勤務職員

（高島市職員の給与に関する条例の一部改正）

4 高島市職員の給与に関する条例（平成 17 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

第 7 条の 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 18 条第 1 項または高島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 17 年高島市条例第 334 号）第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額、当該職員に適用される給料表のうちその職務の級により決定される給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第 17 条第 2 項第 2 号、第 20 条第 3 項および第 25 条第 3 項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員」に改める。